

賠償責任保険（企業用）の補償内容についてのご案内

（2020年1月1日以降保険始期契約用）

【このご案内は、施設所有（管理）者・昇降機・請負業者・生産物・受託物・自動車管理者賠償責任保険（基本契約といいます。）を対象とします。】

このご案内では、賠償責任保険（企業用）の主な保険金の約款および補償内容についての概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

補償内容		
保険金の種類	お支払いする保険金の概要	
賠償責任保険（企業用）普通保険約款		
1	損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金です。裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除してお支払いします。
2	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等）のために、弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用や弁護士費用などの費用をいいます。損害賠償金の額が保険証券記載の保険金額を超える場合は、保険金額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
3	損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
4	緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うために要した費用、およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用をいいます。
5	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
6	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用をいいます。
事故対応費用拡張担保特約		
7	緊急対応費用 （1事故 300万円限度）	事故が発生した場合において、その対応のために弊社の同意を得て支出した次の①～⑤の費用をいいます。 ① 被害者・法定相続人等の現地（事故の発生地、被害者の収容地）訪問費用 ② 役員・従業員の現地への訪問費用や被害者・法定相続人等の居住地への訪問費用 ③ 通信に要した費用 ④ 被害者・法定相続人等との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 ⑤ 被害者の捜索、救助または移送のために要した費用
8	被害者見舞・臨時費用 ^{（注1）} （被害者1名 10万円・1事故 300万円限度）	事故が発生した場合において、弊社の同意を得て支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上その額および用途が妥当な費用、および他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額をいいます。
9	訴訟対応費用 （1事故 300万円限度）	損害賠償請求訴訟に対応するために、弊社の同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用をいいます。
被害者治療等費用担保特約 （施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険にセットすることができる特約です。）		
10	被害者治療等費用 （被害者1名 50万円・1事故 300万円限度）	基本契約で対象とする事故により他人の身体の障害が発生した場合において、弊社の同意を得て支出した治療費用または葬祭費用（事故の日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。）をいいます。なお、被保険者 ^{（注2）} が損害賠償責任を負担する場合は、既にお支払いした被害者治療等費用を損害賠償金に充当します。
食中毒・特定感染症利益担保特約 （生産物賠償責任保険にセットすることができる特約です。）		
11	喪失利益	事故の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。収益減少額に利益率を乗じて得られた額とし、補償期間中に支出を免れた補償経常費がある場合は、その額を差し引いた額となります。
12	収益減少防止費用	標準営業収益（事故発生直前12か月のうち補償期間に相当する期間の営業収益）に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をい、所定の算式により得られた額をいいます。

（注1）被害者見舞・臨時費用については、次の①および②のとおりとします。ただし、①と②を合算して1事故につき300万円を限度とします。
①財物の損壊については、被害者1名につき10万円限度とします。ただし、複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円限度とします。
②上記①以外の対象事故については、被害者1名につき10万円限度とします。

（注2）被保険者とは、保険証券の被保険者欄に記載されたこの保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、別途保険の約款で規定されている場合があります。